

## 平成30年度第9回教育委員会（11月定例会）議事録

1 日時平成30年11月6日（火）午前9時30分から午後10時00分まで

2 場所教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者教育長	宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者）	木之内 均
委員	堀内 忍
委員	吉井 恵璃子
委員	吉田 道雄

### 4 議事等

#### （1）議案

議案第1号 平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員について

議案第2号 熊本県立美術館分館指定管理者候補者の選定について

#### （2）報告

報告（1） 熊本県育英資金に係る返還猶予期間の取扱いについて

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

吉井委員の2期目の挨拶

#### （2）議事録署名委員の選出

教育長が吉田委員を指名し、了承された。

#### （3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第2号から第6号は人事案件のため非公開とした。

#### （4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号、報告（1）を順に審議し、人事案件のため非公開で議案第2号を審議することとした。

#### （5）議事

○議案第1号 「平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員について」  
**特別支援教育課長**

議案第1号「平成31年度県立特別支援学校高等部等の募集定員について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、県立特別支援学校高等部等の募集定員については、関係規則等の規定により教育委員会で定める必要があるためでございます。

続きまして、4ページ、資料を御覧ください。

まず、「1募集定員の定め方」について御説明します。

県立特別支援学校高等部等の募集定員は、県内の公立中学校及び特別支援学校中学部の3年生を対象とした進路希望調査の結果と、各特別支援学校の施設設備状況や地域性等を踏まえ、希望者ができる限り希望する当該障がい種の特別支援学校に入学できるよう定めています。

進路希望調査の結果を踏まえて募集定員を定めていますので、年度によって希

望者が少ない学校は募集定員を減らし、多ければ施設設備の許す範囲で募集定員を増やしています。

次に、「2 高等部の募集定員（案）の概要」について御説明します。

まず、一番左に記載しております特別支援学校高等部の科及び学科について御説明します。高等部には、本科と専攻科があり、本科の中には、障がいの状況や程度等に応じて、上段から一般学級、重複障がい学級、訪問教育があります。

平成31年度の募集定員案については、一般学級が388人、重複障がい学級が58人、訪問教育が17人、専攻科が28人としました。

一般学級の募集定員については、備考欄にありますように、進路希望調査により、希望者が昨年度よりも増加したため、募集定員を増やしております。また、重複障がい学級と訪問教育については、進路希望調査により、希望者が昨年度よりも減少したため、募集定員も減らしております。

「3 幼稚部の募集定員案の概要」について、一番下にお示ししていますが、進路希望調査により、希望者が昨年度よりも減少したため、募集定員を減らしてしております。

戻りまして、2ページ、3ページを御覧ください。

各学校の募集定員については、表にお示ししているとおりでございます。

来年度は、熊本はばたき高等支援学校が開校しますので、第1学年72人を新たに募集しております。熊本支援学校の高等部東町分教室は、熊本はばたき高等支援学校の開校を機に、在籍する生徒を移した上で閉じますので、募集定員は定めていません。

本日これらの募集定員について御決定いただければ、熊本市立、八代市立の特別支援学校の募集定員とともに、報道機関に資料として提供する予定でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 教育長

ただいまの件につきまして御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

#### 吉田委員

先ほど許す範囲内で希望を取るとありましたが、もともと基準というのは決まっているのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

はい。特別支援教育課でございます。学校それぞれの教室の状況がございます。学校を作った時にある程度の想定はあったのですが、その後、小学部・中学部の状況等を踏まえながらですね、毎年各学校の状況を踏まえながら変わってきているという状況がございます。

#### 吉田委員

つまり募集するというよりもそれを定員という呼び方にするのですよね。

#### 特別支援教育課長

そうですね。毎年毎年、募集定員という定まった数ということになります。

#### 吉田委員

ありがとうございます。

#### 教育長

おさらいとしては、事前に調査をしてなるべく御本人と御家族の意向に沿う学校に行けるように最大限の調整を行うという配慮を行う。

#### 特別支援教育課長

はい。そうですね。

#### 吉井委員

例えば地域を超えてというか、違う地域であっても御本人が希望すればそちらに行けるという形になっているのでしょうか。

#### 特別支援教育課長

はい。特別支援学校の学区というか校区は、各学校全県と定めておりますので、通学ができればどこからでも行けるということになります。

#### 教育長

よろしいでしょうか。この件に関しては、原案どおり了承してよろしいか。

#### 各委員

了承。

### ○報告（１） 「熊本県育英資金に係る返還猶予期間の取扱いについて」

#### 高校教育課長

高校教育課でございます。

熊本県育英資金に係る返還猶予期間の取扱いについてお手元の報告資料をお願いします。

去る10月5日に、知事から次の2点について、教育委員会に対し要請がございました。

まず第1点目は、熊本地震被災者に対する育英資金の返還請求の結果、裁判となった御家族への対応についてですが、「既に分割返還で合意しているが、今後も生活再建の状況を確認したうえで、柔軟に対応してほしい。」というものでした。

次に、第2点目は、他の熊本地震被災者の方への対応について、「生活再建の状況に応じて、1年を超えて返還猶予できるよう、制度を見直してほしい。」というものでした。

これらの要請に対する対応方針について、御報告します。

(1)の裁判となった御家族については、既に対応中でございますので、その状況をお知らせします。

まず、10月中旬に、合意している月額の入金を確認しました。

裁判後は、奨学生御本人とも連絡を取り合うことが可能となり、入金のお礼を伝えるとともに、「今後の生活状況の変化により、合意した返還計画が困難になった場合には、県教委に相談して欲しい。」旨を説明し、先方からも了承をいただいています。

今後も引き続き丁寧に対応を行ってまいります。

次に、(2)の他の熊本地震被災者の方への対応についてですが、以下の見直しを行う予定です。

まず、①の災害による返還猶予期間の延長ですが、発災から現行1年以内を、最長で5年まで延長可能とします。ただし、1年ごとに再申請は必要です。

今回の制度見直しに伴い、熊本地震被災者の方につきましては、本年4月分から最長で平成33年3月分まで猶予が可能になります。

なお、この返還猶予期間の延長につきましては、今後、同様の災害が発生した場合にも適用します。

次に、②の延長の要件につきましては、災害の影響が継続していることを確認

するために、再申請時に、奨学生御本人が、一定基準の所得以下であることを証明する書類、具体的には所得証明書等の提出を必要とします。

この基準につきましては、給与所得者の場合ですと、年間収入金額が税込みで300万円以下、給与所得以外の所得を含む場合には、必要経費等を控除した後の年間所得金額が200万円以下とします。

なお、初回申請時には、現行どおり、災害により被害を受けたことを証明できる罹災証明書等の書類の提出が必要です。

①の延長の期間や②の要件については、日本学生支援機構、東日本地震等で被災した県を参考に検討し、基本的には日本学生支援機構と同様の取扱いとなっています。

③のそのほかとして、今回の熊本地震被災者に対しては、平成28年度に1年間の返還猶予を認めた方に加え、平成28年度には返還猶予の申請を行わなかった方についても、希望があれば猶予申請を受け付けることとします。

今後のスケジュールについてですが、11月中を目途に運用面での準備を行い、対象者等へ周知する予定です。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

#### 教育長

ありがとうございます。何か確認事項等がございましたらよろしくお願い致します。

#### 吉田委員

私が教育委員に就任して初めて返還のことが議事になったとき、裁判という文言が出たのでただ事ではないと感じたことを覚えています。これに対して、事務手続き上、裁判にしないと話し合いに入ることができないという説明を受けた記憶があります。奨学金は税金から支払われるのですから返還されない場合にそのまましておくことはできません。そこで裁判という形を取らざるを得ないことになる。こうした事情を県民にも知ってもらう必要があると思います。そうでないと裁判ということばを聞けば、県が一方的に厳しく取り立てるという印象を受ける。実際は裁判という手続きを踏まないで話し合いもできないということですね。このあたりが十分に理解されていない。

#### 高校教育課長

はい。法的処置といたしますのがどうしても奨学生本人に会えない場合等とか、どうしようのない場合に法的処置の手続きに移らせていただいております。そのため、実際には早め早めに奨学生にお知らせをしております。滞納が続くと滞納金額が大きくなってきますので、少しでも遅れた場合はこちらから相談をしながら丁寧に対応をしていきたいと思っております。

#### 教育長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

今話でもありましたが、制度がわかりづらいので私自身も最初、裁判の話聞いたときは驚いた記憶があります。吉田委員が言われたように県民の方々にも丁寧な説明が必要に感じます。

#### 教育長

この件に関しては、よろしいでしょうか。

#### 各委員

了承。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は平成30年12月4日（火）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前10時00分